



くらしのほっと通信

- P.2 利殖商法 訪問購入(押し買い)
- P.3 家の修繕工事 新聞の訪問販売
- P.4 通信販売のトラブル

その契約 本当に だいじょうぶ?



「光回線サービスのプラン変更かと思ったら、別の会社との契約になっていた!」

事例

3日前、利用している光回線の大手電話会社を名乗る人から「新しいサービスに変更すれば、通信費が安くなる」と電話がかかってきた。



詳細はよく分からなかったが、電話会社のお得なプランへの変更の案内だと思い、電話で言われるまま、パソコンを操作して手続きをした。



ところが後日、届いた契約書を見て、別会社との契約であることが分かった。無条件で元に戻したい。



(相談者:70歳代 男性)



アドバイス

事例の場合は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」(*)の適用があるため、契約書面を受け取った日から8日間は、理由を問わず契約を解除できます。

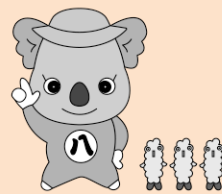
相談者には、期間内に事業者に契約解除のハガキを出すよう助言しました。

(*)「初期契約解除制度」はクーリング・オフと違い、無条件解約ではありません。

契約解除までに利用した電気通信サービスの利用料と工事費および事務手数料は消費者負担となります。

**「安くなる」の言葉にまどわされず
サービスの内容や解約の条件などをよく確認しましょう
相手事業者の名称の確認もお忘れなく!**

こんなときは要注意!



利殖商法



簡単にもうかると思わせて 老後資金を引き出す

- 「値上がり確実」「絶対にもうかる」などと利益になることを強調して、言葉巧みに投資話を持ちかける手口です。
- 中には支払った後に業者と連絡が取れなくなってしまう、二セの取引もあります。



簡単にもうかる話は要注意!

- もうかる保証がない上、預けたお金そのものが戻らないこともある
- 仕組みを理解できないまま取引するのは危険
- 仮想通貨 ●社債
- 投資ファンド ●金(きん)

訪問購入(押し買い)



強引に契約を迫る

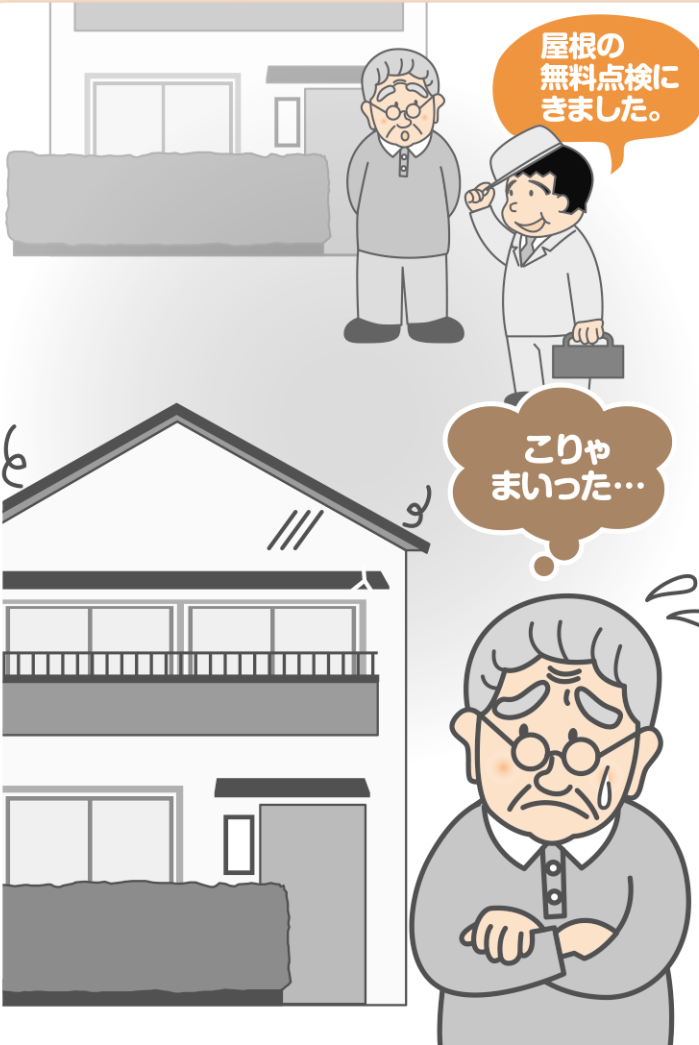
- 「不用品は何でも買い取る」などと電話があり、そのつもりで家へ呼ぶと当初の話にはなかった貴金属を、半ば強引に相場より安く買い取る手口です。
- 業者が突然、家に来て買い取りをしたり、契約後に貴金属を返してもらおうとしても、連絡先が分からないケースもあります。



法律で決められたルールがあります

- 飛び込みの勧誘は禁止
- 取引を断った消費者を再勧誘することはできない
- 買取条件や連絡先などを明記した書面を交付しなければならない
- 訪問購入で契約した場合はクーリング・オフできる(期間は8日間)

困った時は消費生活センターへ



その1 不安をあおって契約を急がせる点検商法

「近所で工事をしているので無料で点検してあげる」などと言って訪問し、「修理しないと地震で倒壊する」などと不安をあおって屋根や床下の補強工事を契約させる訪問販売の手口です。

その2 契約後のトラブル

訪問販売の契約以外にも、「工事が雑」「頼んだとおりにやらない」「約束した日までに終わらない」などのトラブルもあります。



急いで契約しない!

- 業者選びは慎重に
 - ・数社から見積もりを取り検討する
 - ・契約前に工事内容をしっかり確認し、不明な点は説明を求め信用できる業者かを見極める
- 訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフできる(期間は8日間)



数カ月先から購読の契約や長期間の契約に注意

- 訪問販売で居座るなどして、「3カ月だけでも取ってほしい」などと契約を迫ります。
- 法律の制限を超える商品券や洗剤などの景品で消費者の心を動かそうとします。



クーリング・オフ期間(8日)が過ぎるとやめられない?

- 契約から数カ月後に購読が始まった時にやめたくてもクーリング・オフ期間が過ぎている
- 6カ月や1年などと契約期間が決まっている場合、原則やめられない
- 解約したい場合は、販売店と話し合う必要がある

通信販売のトラブル

「お試し」のつもりが定期購入だった!

事例

大人気
健康ドリンク

お試し価格
500円



6日前、新聞の折り込み広告で健康ドリンクの広告を見た。通常価格4,000円のもの、500円で注文できたので「お試し」ならいいかと思い注文した。



今日、商品が届き納品書を見たら「次回のお届けは1カ月後」とあった。注文内容は4回以上の購入が条件の定期コースで、2回目からは通常価格4,000円となっていた。「クーリング・オフしたい」と電話したが「できない」と言われた。

(相談者:70歳代 女性)

事例は折り込み広告を見て電話で注文しているので通信販売になります。

折り込み広告を見ての注文や、インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度(一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度)がありません。返品できるかどうかは、各々の販売会社で定める返品特約(返品条件)の内容によります。注文前には必ず、定期購入の記載の有無や、返品に関する契約条件などの表示をしっかりと確認しましょう。



アドバイス

「おかしいな」「困ったな」と思ったら ひとりで悩まず消費生活センターに相談しよう

消費生活相談

消費生活相談 相談無料 秘密厳守

相談は
市内在住・在勤・在学
の方が対象です



受付
時間

月～金曜日

9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9671

土・日曜日

9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9690

※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

ホームページも
ご覧ください

名古屋市消費生活センター

検索

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



お近くの消費生活相談
窓口につながります

消費者ホットライン TEL局番なし188 (全国共通ダイヤル)

名古屋市消費生活センター TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。